

久山町職員の給与・定員管理等について公表します

久山町職員の給与は、地方公務員法、地方自治法、町の条例や規則に基づき、また、町議会での予算審議と議決を経たうえで支給されています。

職員給与の内容や支給状況について町民の皆さんにご理解いただくため、主な内容をお知らせいたします。

なお、表中の数値は、令和5年地方公務員給与実態調査などに基づくものです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 令和7年1月1日	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	9,410	6,577,765	500,895	1,037,708	15.8	15.5

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

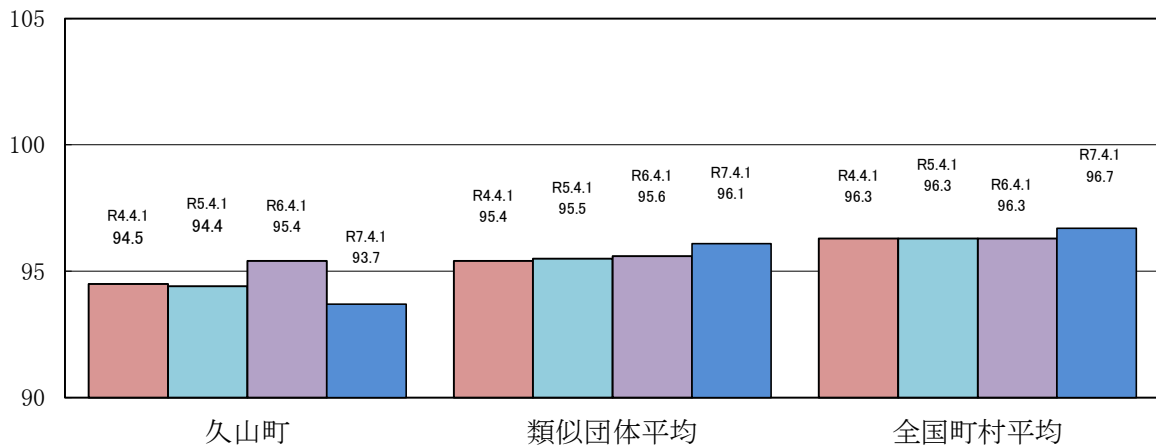
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	89	361,807	74,979	146,434	583,220	6,553

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①②③のいずれにも該当しません。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	—円	—円	—円	—%	—	2.76%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	—月	—月	—月	—月	4.70月	4.60月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

①給料表の見直し

[~~実施~~ 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号付近の号級をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上昇の解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び久山町の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、久山町においては6%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げ、平成29年度からは周辺市町村の支給状況を踏まえ、6%で支給

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	4%	4%
久山町の支給割合	6%	6%	6%

③その他の見直し

扶養手当、通勤手当、及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久山町	40.3 歳	308,539 円	375,201 円	325,472 円
福岡県	41.7 歳	327,929 円	425,678 円	369,100 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、○年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		久 山 町	福 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	194,500 円	194,500 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

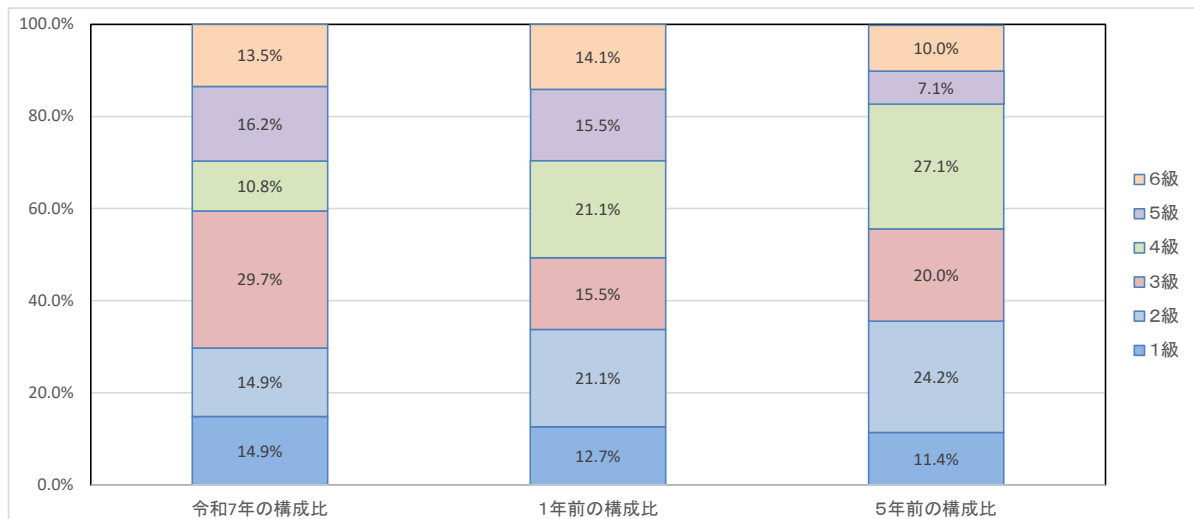
区 分		経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大 学 卒	269,200 円	285,000 円	310,300 円
	高 校 卒	228,900 円	—	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

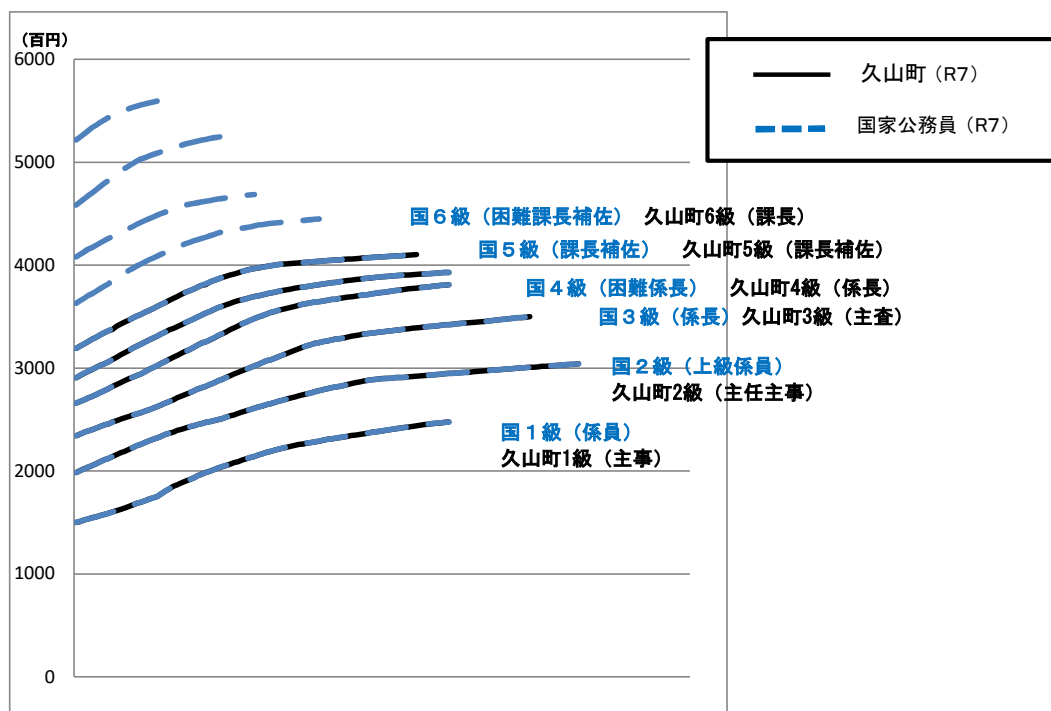
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
1 級	主事	11	14.9	183,500	212,544
2 級	主任主事	11	14.9	230,000	251,000
3 級	主査	22	29.7	265,300	300,100
4 級	係長	8	10.8	298,800	370,000
5 級	課長補佐	12	16.2	321,300	391,800
6 級	課長	10	13.5	355,200	408,700

(注) 1 ○○市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(久山町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久山町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,554 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,731 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400)月分 勤勉手当 2.20 月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)(久山町)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

久 山 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.67000 月分	24.587000 月分	勤続20年	19.67000 月分	24.587000 月分
勤続25年	28.04000 月分	33.27100 月分	勤続25年	28.04000 月分	33.27100 月分
勤続35年	39.75800 月分	47.709 月分	勤続35年	39.75800 月分	47.709 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.709 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
1人当たり	自己都合	応募認定・定年	—		

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(6年度決算)		21,312 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		226,723 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
久山町	6.0%	94	3.0%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	近隣自治体との均衡を図るため。		

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

制度なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	16,476千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	176千円
支給実績(5年度決算)	16,328千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	295千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

制度なし

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当	内容及び支給単価	国の制度との異同	相違点	支給実績(6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	・配偶者:3,000円 ・扶養親族(子以外)1人:6,500円 ・扶養親族(子)1人:11,500円 ・特定期間加算(16歳~22歳) 1人:5,000円	同		9,078 千円	216,142 円
住居手当	・自ら居住するために住宅を借り受け、12,000円を超える家賃等を支払っている職員に28,000円を限度で支給。	同		9,369 千円	283,909 円
通勤手当	・交通機関等を利用の場合、運賃相当額(月額限度額55,000円) ・自動車等の利用者は、通勤距離(片道2km以上)に応じて支給。	同		3,918 千円	52,240 円
	・課長級 53,000円		金額及び役職区分		

管理職手当	・参事(課長級) ・課長補佐級	47,000円 42,000円	異	14,712 千円	525,428 円
-------	--------------------	--------------------	---	-----------	-----------

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額等 (参考) 類似団体における最高/最低額		
給 料	町長	792,000 円 (— 円)	850,000 円 /	505,800 円
	副町長	650,000 円 (— 円)	710,000 円 /	495,000 円
報 酬	議長	353,000 円 (— 円)	375,000 円 /	210,000 円
	副議長	300,000 円 (— 円)	307,000 円 /	188,000 円
	議員	275,000 円 (— 円)	286,000 円 /	165,000 円
期 末 手 当	町長 副町長	(6年度支給割合) 3.5 月分		
	議長 副議長 議員	(6年度支給割合) 3.5 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×510/100×在職年数	16,156,800 円	任期ごと
	副町長	給料月額×300/100×在職年数	7,800,000 円	任期ごと
	備考			

- (注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

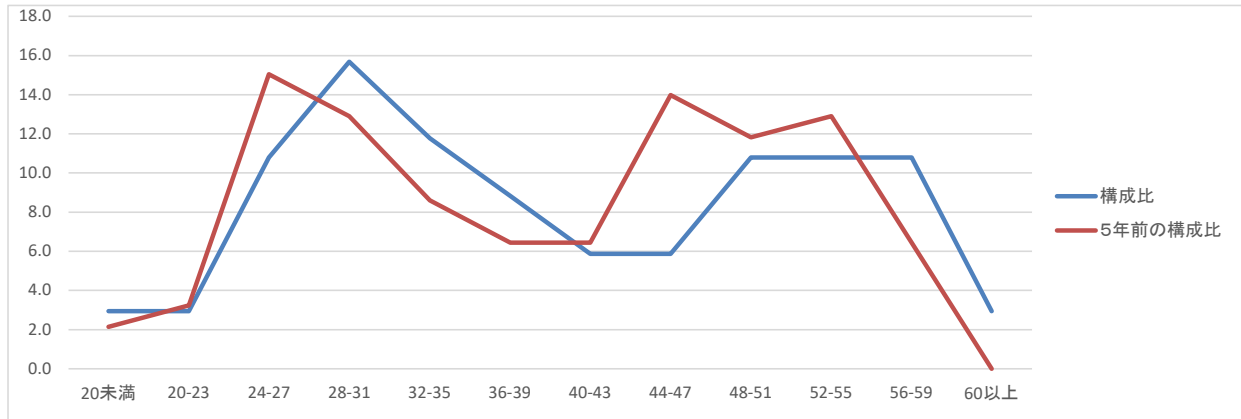
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	人員配置の見直し 退職
		総務	23	24	1	
		税務	7	7	0	
		労働	-	-	-	
		農水	7	6	▲1	
		商工	-	-	-	
		土木	6	6	0	
		民生	11	11	0	
	衛生	12	12	0		
		計	69	69	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.0 人
	教育部門	20	20	0		
	消防部門	-	-	-		
	小 計	89	89	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.0 人	
公営企業計等部門	水道	4	4	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	5	5	0		
	小 計	13	13	0		
合 計		102 〔114〕	102 〔114〕	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.0 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	11人	11人	15人	13人	8人	6人	11人	9人	9人	3人	102人

(3)職員数の推移

区分		2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	64	63	67	67	69	69	7%
教育	職員数	17	17	17	17	20	20	15%
公営企業等	職員数	12	12	11	13	13	13	8%

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。